

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

(森林整備課)

一

### 告 示

○家畜伝染病の発生

(家畜防疫対策室)

五

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

五

○道路の供用開始

(同)

六

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(都市計画課)

六

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(環境対策課)

七

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

八

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定

(契約課)

九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

(教育庁生涯学習課)

九

### 正 誤

○宮城県公報第四六七号(令和六年一月九日付け)中

一四

## 規 則

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十六日

○宮城県規則第一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則(昭和四十五年宮城県規則第九十号)の一部を次のように改正する。  
第三条の見出し中「表示書」を「表示票」に改め、同条中「生産事業者表示書(様式第二号)」を「生産事業者表示票(様式第二号又は様式第二号の二)」に、「配布事業者表示書(様式第三号)」を「配布事業者表示票(様式第三号又は様式第三号の二)」に改める。

第五条中「あつて」を「あつて」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

生 産 事 業 者 表 示 票  
( 種 穂 )

- 1 種穂の樹種
- 2 種穂の採取の場所  
指定採取源である場合は、その種別及び指定番号
- 3 種穂の採取年月
- 4 種穂の数量
- 5 生産事業者の氏名又は名称及び住所
- 6 苗木の銘柄
- 7 特定苗木等の別

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2 (第3条関係)

生 産 事 業 者 表 示 票  
( 苗 木 )

- 1 苗木の樹種
- 2 苗木に係る種穂の採取の場所  
指定採取源である場合は、その種別及び指定番号
- 3 苗木の育成の場所
- 4 苗齢
- 5 苗木の数量
- 6 生産事業者の氏名又は名称及び住所
- 7 苗木の銘柄
- 8 特定苗木等の別

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

配布事業者表示票  
(種穂)

- 1 種穂の樹種
- 2 種穂の採取の場所  
指定採取源である場合は、その種別及び指定番号
- 3 種穂の採取年月
- 4 種穂の数量
- 5 配布事業者の氏名又は名称及び住所
- 6 生産事業者の氏名又は名称及び住所
- 7 苗木の銘柄
- 8 特定苗木等の別

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2 (第3条関係)

配 布 事 業 者 表 示 票  
( 苗 木 )

- 1 苗木の樹種
- 2 苗木に係る種穂の採取の場所  
指定採取源である場合は、その種別及び指定番号
- 3 苗木の育成の場所
- 4 苗齢
- 5 苗木の数量
- 6 配布事業者の氏名又は名称及び住所
- 7 生産事業者の氏名又は名称及び住所
- 8 苗木の銘柄
- 9 特定苗木等の別

様式第四号中「。」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正前の林業種苗法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、  
当分の間、改正後の林業種苗法施行細則の規定によるものとみなす。

### 告 示

○宮城県告示第十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

令和六年一月五日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜互理線
- 三 道路の区域

変更の区域		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一五・九 二八・六	一五・九 二二・〇	一一四・五	一一四・五

○宮城県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年一月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区域		変更の前後	
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
七・一 一九・六	一五・五 一六・九	二二六・九	二二六・九

○宮城県告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年一月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区域	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	石巻市小積浜字大木戸無番地先から同市小積浜字谷川道二二番一地区先まで	令和六年一月十七日

○宮城県告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称 岩沼市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業
- 2 名称 岩沼市流域関連公共下水道

- 三 事業施行期間

変更なし

- 四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分

平成三十年宮城県告示第三百六十六号の事業地のうち、大字北長谷字内田、字畑新田、大字松ヶ丘二丁目、大字小川字鐘撞堂、字冠木、字神田町、字下河原、字新河原、字莊司、字中井、字深町の全部、大字小川字上河原、字上小町、字上町、字左衛門町、字下小町、字昭和、字戸の内、字中町、字山畑北下、字山畑南の一部、大字志賀字油窪、字雨堤、字石山、字猪ノ倉、字北沢、字窪沢、字熊野、字古沢元、字四十刈、字下塩ノ入、字新四十刈、字新大日、字新宮下、字新八森、字其木原、字大日、字砥石、字銅谷、字中井、字長坂、字八幡、字宮下、字八森、字雷神の一部、大字長岡字上小測、字上根崎、字北原、字台、字塚腰、字坪入、字坪ノ内、字八反田、字

八橋、字六反田の全部、大字長岡字北原山、字雲井、字西坪ノ内、字西富得、字東富得の一部、大字三色吉字杉ノ内、字台、字成田の全部、大字大窪、字亀、字松、字宮喜、字山神の一部、大字北長谷、字堰下の一部、大字押分字御伊勢南原の一部、大字阿武隈一丁目の一部、大字押分字南谷地、字奥山の一部を追加し、大字寺島字押切、字新野中、字高原、字寺島、字野中の一部を削除する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 業務名 令和六年度公共用水域水質分析等業務
- 2 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 令和六年四月一日から令和七年三月二十一日まで
- 4 納入場所 宮城県環境生活部環境対策課
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条に規定する計量証明の事業（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」の登録を受けていること。

6 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ令和六年一月三十日（火）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出し、承認を得なければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、紙による入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県環境生活部環境対策課水環境班(担当 椎名 電話〇二二二二二一六六六)

3 入札説明書の交付

原則、電子調達システムからのダウンロードによる。

紙による交付を希望する場合は、令和六年一月十六日(火)から令和六年二月八日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までに申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和六年二月八日(木)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年二月十四日(水)から令和六年二月二十六日(月)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年二月二十六日(月)午後五時まで

ロ 提出場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年二月二十七日(火) 午前十時

宮城県庁行政舎十三階 環境生活部会議室又は電子調達システム

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者

2 入札参加資格の審査において、資格を有する者と認められなかった者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがある

ると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Water quality analysis 1 set.

2 Deadline to Submit Bid : February 26, 2024, 5 : 00 p.m.

3 Place and Time of Bid Selection : February 27, 2024, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 13<sup>th</sup> Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room.

4 Contact : Mai Shiina, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan, Tel: 022-211-2666

5 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese yen and Japanese

Japanese

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡七ヶ浜町境山一丁目八番二十八、八番二十九、八番三十、八番三十一、八番三十二、八番二百九十二、八番三百五十八、八番二百九十の一部、八番三百七十四の一部  
仙台市青葉区上杉二丁目四番三十三号

ONE HOUSE株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 オフィスチェア1ほか 一式  
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年十二月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社太陽事務機 宮城県仙台市宮城野区高砂一丁目十番地の二

五 落札金額 三千二百八十万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年十一月二十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式

2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市紫山一丁目一番地一 宮城県図書館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札参加資格確認最終日までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第七号及び第八号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米以上の建物に係る同種の業務を十二か月以上継続して履行した実績を有すること(現在履行中のものについては、契約締結後十二か月以上経過しているものを含む)。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を令和六年二月十三日(火)午後五時までに三の2の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三五)へ令和六年二月一日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交

付場所及び問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班(担当 高野 電話〇二二一二二一三三六五二)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限 令和六年一月三十日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和六年一月二十二日(月)午後五時までに2あて申し出ること。

なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年二月十三日(火)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和六年二月二十二日(木)午前九時から令和六年三月一日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

令和六年二月二十二日(木)午前九時から令和六年三月一日(金)午後五時まで(郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日に開札場所へ提出できるものとする。

(三) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年三月四日(月)午前十時 宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本入札は、財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者と

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ (<https://www.pref-miyagi.jp/soshiki/keyaku/>) からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則第九十七条、第九十八条、百十三条及び百十四条並びに

入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。有

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Cleaning Service for the Miyagi Prefectural Library (1 set)

2 Period of Implementation : April 1, 2024 to March 31, 2027

3 Deadline for Bid Submission (online) : February 22, 2024 (Thu), 9 : 00 a.m. to March 1, 2024 (Fri), 5 : 00 p.m.

4 Deadline and Location for Bid Submission (in person) : March 4, 2024 (Mon), 10 : 00 a.m.

Board of Education Secretariat Conference Room, 16th floor of Miyagi Prefectural Government Building

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : March 1, 2024 (Fri), 5 : 00 p.m.

6 Contact Information : Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education

Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3651

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県図書館電力需給 年間約二百三万八千ワット時
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札参加資格確認最終日までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和六年二月十三日（火）午後五時までに三の2の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番



Board of Education Secretariat Conference Room, 16th floor of Miyagi Prefectural Government Building  
5 Deadline for Bid Submission (by mail) : March 1, 2024 (Fri), 5 : 00 p.m.  
6 Contact Information : Management Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3651  
7 Language and Currency Used in Contract Procedure : Japanese and Japanese yen only

正 誤

○宮城県公報第四六七号(令和六年一月九日付け)中  
ページ 段 行 正 誤  
一 上 八 宮城県告示第一号 宮城県告示第八百十六号